

平成30年度  
対馬市創業等支援事業補助金  
【募集要領】

【募集期間】

平成30年8月3日（金）まで

【申込先及び問い合わせ先】

〒817-8510 対馬市厳原町国分1441番地  
対馬市役所 しまづくり推進部 しまの力創生課  
電話：0920-53-6111

創業・起業や補助金に関する相談は、いつでも受け付けています。

「新たに事業を始めたい」「新商品を開発したい」「販路の拡大をしたい」など、お気軽にしまの力創生課までご相談ください。

対馬市

## 1. 補助金の目的

市内における雇用の創出と地域資源の更なる活用を図り、対馬の元気を創造するため、新規創業者や新たな分野への取り組み等に対し補助金を交付し、創業に向けての支援を行います。

## 2. 補助金の内容等

補助事業名	補助対象となる事業	補助対象者	補助の要件
地域経済循環創造事業	地域資源を活用した事業で、金融機関から補助金額と同額以上の融資があり、かつ新規の雇用がある事業	市内に事業所等を有し、又は設けようとする法人、団体、個人等	次の要件を全て満たすこと ①地域の金融機関から補助金額と同額以上の融資がある ②地域資源を活用する ③新規の雇用がある
<b>※国の審査を要します。</b>			
新規ビジネス応援事業	地域資源の活用や地域課題の解決、又は対馬ならではの技術の継承や新商品の開発などのために、新規のビジネスを立ち上げる事業	市内に事業所等を有し、又は設けようとする法人、団体、個人等	次の①～③の要件のうち1つを満たすこと ①地域課題の解決や地域資源の活用など、地域貢献度がある ②技術継承・地域産業発掘など地域力を高める ③対馬ならではの新品開発
6次産業化推進事業	農林漁業者が、自身の生産物を原材料に、他の農林漁業者又は商工業者等と連携し行う事業	市内に住所を有する次の者 ①農林漁業を営む個人、法人 ②農林漁業者等が組織する団体 ③市長が認める者	次の要件を全て満たすこと ①自ら生産した農林水産物を必要不可欠な原材料とする ②農林漁業者または商工業者等との連携がある ③加工、販売等までを行う
	①新品開発事業 新商品、新サービス等の研究・開発等に取り組む事業		
農商工連携支援事業	商工業者が、対馬産の農林水産物を活用し、農林漁業者と連携し行う事業	市内に事業所等を有し、又は設けようとする次の者 ①商工業者②対馬農協③市内各漁協④対馬森林組合⑤対馬市商工会⑥農林水産加工業者⑦対馬観光物産協会⑧市長が認める者	次の要件を全て満たすこと ①対馬産の農林水産物を活用する ②農林漁業者等と連携がある
	③施設整備費 上記①の事業を実施した者が行う施設整備、改修等の事業		
対馬どぶろく特区活用支援事業	対馬どぶろく特区を活用し、自ら生産したお米を原料としたどぶろくを醸造、商品化する事業	市内に住所を有する次の要件を全て満たす者 ①農業を営む者 ②農家民泊又は農園レストランを営んでいる者	次の要件を全て満たすこと ①酒類製造免許を取得している又は、取得しようとする者 ②原則として自ら生産した米を原料とする
新規雇用人件費加算	上記の事業で新規に常勤の雇用をした場合、申請年度内に支払った給与額に応じ補助金額を加算（地域経済循環創造事業は除く）		雇用保険に加入している者
共 通	①市税等を滞納していない者 ②宗教活動や政治活動を目的としていない者		

### 3. 補助対象経費

事業計画書の収支予算書及び収支予算内訳書については、申請する事業に応じて次の項目に区分して記載すること。

#### (1) 共通事項

- ① 補助対象経費が、国、県等の他の補助金の対象となっていないこと
- ② 消費税、食糧費、土地代は補助対象外
- ③ 事業主及び既存被雇用者の人件費は補助対象外とするが、新規に常勤の雇用をした場合、補助金を別途加算（地域経済循環創造事業を除く）
- ④ 年度内、1事業体1申請に限る
- ⑤ 補助金額は、1,000円未満切り捨て

#### (2) 地域経済循環創造事業

【補助金の額】上限2,500万円

※補助金額の2倍以上の融資がある事業は、上限4,000万円

項 目	説 明	例 示
事前調査費	事前の調査に係る経費	経営計画策定、販路確保、原材料確保経費
設計費	システムや設備の設計に係る経費	設計委託料
工事監理費	施設整備工事や機械装置設備工事の監理に係る経費	監理委託料
建築・設備工事費	施設建築工事に係る経費	建築工事費、電気工事費、設備工事費、施設改修費
設備購入費	設備の購入に係る経費	設備購入費
原材料費	材料の購入に係る経費	原材料購入費
修繕費	施設や設備の修繕に係る経費	修繕料
光熱水費	施設や設備の光熱水費	水道、電気、ガス
備品費	備品の購入に係る経費	備品購入費
リース・レンタル費	設備のリース・レンタルに係る経費	リース・レンタル料
会議費・旅費・交通費	情報、意見の交換、検討のための会議開催や視察に要する経費	販路拡大のための展示会・商談会等への参加旅費、新商品開発のためのアドバイザーへの旅費
通信運搬費	通信回線の使用料、郵便発送料等	電話料、郵便料、配送料
広告宣伝費	情報発信に必要な経費	HP開設、チラシ印刷、広告料、展示会出展負担金

### (3) 新規ビジネス応援事業

【補助金の額】補助対象経費の3分の2以内、100万円を上限

※Uターン者については、上限200万円

項目	説明	例示
建築・設備工事費	事務所開設に係る工事費	改修工事費等
設備購入費	設備の整備に係る経費	事業立ち上げに必要な設備
備品費	備品の購入に係る経費	事業立ち上げに必要な備品、PC・DVD・ビデオ等情報の収集等に必要な備品、PCソフト等
リース・レンタル費	備品等レンタル経費	各種備品等レンタル・リース料
広告宣伝費	情報発信に必要な経費	HP・データベース等の構築費、チラシ・パンフ・冊子・DVD・ビデオ等作成費、広告掲載費用
報償費	アドバイザーに関する経費	アドバイザー謝金等
人件費	新規の常勤被雇用者の給与等	給与・手当及びボーナス、社会保険料 ※補助率等は(6)の新規雇用人件費加算を参照
原材料費	商品開発材料経費	新商品開発に係る材料費等
通信運搬費	通信回線の使用料、郵便発送料等	電話料、郵便料
手数料	事務所借り上げ手数料、資格・知識習得のための講習会等費用	事務所借り上げに係る手数料等(敷金は除く)、資格取得・試験受験料等
消耗品費	事務用品費	事務用品等

注) Uターン者：平成29年4月1日以降に本市に転入した者、又は事業開始時までに転入しようとする者で、転入前に2年以上本市に住所を有していなかった者

### (4) 6次産業化推進事業・農商工連携支援事業

複数のメニューへの申請は可能であるが、補助金額の年度上限は100万円

#### ① 新商品開発費

【補助金の額】補助対象経費の3分の2以内、50万円を上限

項目	説明	例示
報償費	新商品開発に係るアドバイザー等へ報償費	アドバイザーへの謝金

原材料費	試作品開発の材料・資材の購入に係る経費	試作品の原材料・資材購入費
委託料	新商品の開発に必要な委託料	新商品開発、デザイン、成分分析委託料
リース・レンタル費	設備等のリース・レンタルに係る経費	リース・レンタル料
人件費	新規の常勤被雇用者の給与等	給与・手当及びボーナス、社会保険料 ※補助率等は（6）の新規雇用人件費加算を参照
会議費・旅費・交通費	新商品開発に必要な会議経費・旅費交通費	アドバイザーとの打合せや意見聴取のための旅費交通費
通信運搬費	通信回線の使用料、郵便発送料等	電話料、郵便料、配送料
光熱水費	新商品開発に係る施設や設備の光熱水費	水道、電気、ガス
消耗品費	新商品開発にかかる消耗品の購入費	事務用品

## ② 販路拡大費

【補助金の額】 補助対象経費の3分の2以内、50万円を上限

項目	説明	例示
委託料	販路拡大に必要な委託料	マーケットリサーチ、テスト販売委託料
リース・レンタル費	設備等のリース・レンタルに係る経費	リース・レンタル料
人件費	新規の常勤被雇用者の給与等	給与・手当及びボーナス、社会保険料 ※補助率等は（6）の新規雇用人件費加算を参照
会議費・旅費・交通費	情報、意見の交換、検討のための会議開催や視察に要する経費	販路拡大のための展示会・商談会等への参加旅費
通信運搬費	通信回線の使用料、郵便発送料等	商品サンプル送料等
広告宣伝費	情報発信に必要な経費	HP開設、チラシ印刷、広告料、展示会出展負担金
消耗品費	販路拡大の事務に要する費用	事務用品

## ③ 施設整備費

【補助金の額】 補助対象経費の2分の1以内、100万円を上限

項目	説明	例示
建築・設備工事費	工場等の施設建築工事・機械設備設置工事に係る経費	建築工事費、電気工事費、設備工事費、施設改修費、設計費

修繕費	施設や設備の修繕に係る経費	設備の整備・修繕料
備品費	備品の購入に係る経費	備品購入費
リース・レンタル費	設備等のリース・レンタルに係る経費	リース・レンタル料
人件費	新規の常勤被雇用者の給与等	給与・手当及びボーナス、社会保険料 ※補助率等は（６）の新規雇用人件費加算を参照
通信運搬費	設備等の運搬に係る経費	運搬費
消耗品費	施設整備に係る事務に要する費用	事務用品

### （５）対馬どぶろく特区活用支援事業

【補助金の額】 補助対象経費の3分の2以内、100万円を上限

項目	説明	例示
建築・設備工事費	醸造場の整備に係る経費	建築工事費、電気工事費、設備工事費、施設改修費、設計費
原材料費	原材料の購入に係る経費	醸造（試作）に必要な原材料、資材の購入費
免許登録税	酒類製造免許の登録経費	登録免許税
備品費	備品・計器の購入に係る経費	測定器具類（アルコールなど）、調理器具、冷蔵庫
人件費	新規の常勤被雇用者の給与等	給与・手当及びボーナス、社会保険料 ※補助率等は（６）の新規雇用人件費加算を参照
会議費・旅費・交通費	情報、意見の交換、検討のための会議開催や視察に要する経費	販路拡大のための展示会等への参加旅費、新商品開発のためのアドバイザーへの旅費、品評会参加料
広告宣伝費	情報発信に必要な経費	HP開設、チラシ印刷、広告料、展示会出展負担金
消耗品費	事務に要する費用	事務用品

### （６）新規雇用人件費加算

対馬市創業等支援事業補助金の交付を受ける者が、補助金の申請年度と同一年度に、新規に常勤の雇用をする場合、年度内に支払う給与額に応じ補助金を加算します。

【加算額】 給与支払額の3分の1以内、1人25万円、総額で100万円を上限

#### 4. 募集期間

平成30年8月3日（金）まで

#### 5. 応募方法及び提出書類

下記の書類を、対馬市しまの力創生課に持参にてお申し込みください。

区 分	地域経済循環 創造事業	新規ビジネス 応援事業	6次産業化 推進事業	備考
		対馬どぶろく特区 活用支援事業	農商工連携 支援事業	
補助金交付申請書 (様式第1号)	○	○	○	
事業計画書(1)~(3) 【地域経済循環創造事業用】 (様式第2号)	○	—	—	・根拠資料添付 ・追加資料添付可
事業計画書【地域経済循環 創造事業以外の事業用】 (様式第2号)	—	○	○	追加資料添付可
収支予算(精算)書 (様式第3号)	○	○	○	根拠資料添付
収支予算(精算)内訳書 (様式第3号の1)	—	—	○	
収支予算(精算)内訳書 (様式第3号の2)	—	△	△	
納税等状況確認同意書 (様式第4号)	○ 個人の場合	○ 個人の場合	○ 個人の場合	
市税の納税証明 (未納がない証明書)	○ 法人の場合	○ 法人の場合	○ 法人の場合	市税務課で交付

※「○」は必ず提出する書類、「△」は場合によっては提出する書類

#### 6. 申込先及び問い合わせ先

〒817-8510 対馬市厳原町国分1441番地

対馬市 しまづくり推進部 しまの力創生課

電話：0920-53-6111

#### 7. 補助金の採択審査

○各締め切り日までに受け付けた申請については、審査委員会において補助金の交付の適否を審査し、締め切り日の1カ月後を目処に申請者に通知します。ただし、地域経済循環創造事業については、国の審査での決定となりますので、取り扱いが異なります。

- 審査委員会では、申請者自身により事業内容の説明を行っていただきます。
- 審査委員会は非公開です。

## 8. 留意事項

- 補助金の対象となる経費の発注・契約・支払いなどの行為は、市からの「補助金交付決定通知書」受領後に行ってください。受領前に行った行為の経費は、補助金の対象外となります。
- 補助事業を実施するなかで、補助事業の内容または経費の配分を変更する必要があるときは、事前に担当者に相談してください。市の承認がなく変更した場合、補助金の交付を取り消すこともあります。
- 補助金は、補助事業完了後に実績報告書の提出を受け、補助事業が適正に実施されたことを確認したうえで支給します。事業完了後は、速やかに実績報告書を提出してください。ただし、事業完了前において必要がある場合には、支出が完了した部分（人件費は除く）について、概算払いとして支給することができます。
- 補助事業者は、創業後の事業運営の状況を5年間（申請年度を含む）、事業実施状況報告書で報告していただきます。
- 補助事業に関係する帳簿は、5年間保存してください。

## 9. 審査の基準

下記の項目について審査を行い、加点方式で採点し採択の適否を判定します。

### (1) 意義

事業に取り組む動機や目的、事業主の意欲など、その事業の意義について審査します。

### (2) 公益性

対馬の資源を活用しているか、地域の課題の解決に繋がるか、新規の雇用があるか、地域の活性化に貢献するかなど、その事業の公益性について審査します。

### (3) 独創性

新規・独自性があるか、創意工夫があるか、その事業や商品・サービス等が他の事業等と比較し優位性があるかなど、その事業の独創性について審査します。

### (4) 実現可能性

事業の内容が具体的であるか、販路や仕入れ先が確保されているか、売上や経費の根拠が明確で収益が見込めるかなど、その事業の実現可能性について審査します。

### (5) 継続性

創業後も一定の収入が見込めるか、将来の更に発展が見込めるか、リスクの回避はできるかなど、事業開始後の継続・発展性について審査します。

### (6) 有効性

補助事業の内容や規模が適切であるかなど、補助事業の有効性について審査します。